

第3次守谷市環境基本計画（素案）

1 素案作成のポイント

（1）環境審議会で示した骨子案をベースに作成

第1章 計画改定の背景と目的

第2章 計画の基本的事項

- 計画の目的・役割
- 計画の位置付け
- 計画の期間
- 計画の対象
- 計画の推進体制

・環境分野の最上位計画としての位置づけ、基本的方向性

第3章 本市を取り巻く環境の課題

- 市域の概況
- 本市を取り巻く環境の変化
- 現行計画の進捗状況
- 市民意識の把握
- 本市の環境課題と今後の方向性

第4章 本市の望ましい環境像と基本理念

- 望ましい環境像
- 基本理念

第5章 実現に向けた基本目標と環境施策

- 施策の展開方向と基本目標
- 計画の体系
- 基本目標ごとの施策の展開
 - 基本目標 脱炭素社会の構築
 - 基本目標 生物多様性の保全と回復
 - 基本目標 資源循環型社会の構築
 - 基本目標 安全で安心な生活環境の形成
 - 基本目標 環境行動と人づくり

・展開する施策は、各実行計画で具体化する施策を包含する方針

第6章 計画の推進及び進行管理

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理

(2) 庁内検討委員会等でいただいた意見を反映

①冒頭のみで計画の概要が分かるような構成とする

- ・国や県で示している環境基本計画の構成に準ずるよりも、市民や事業者、市がどのようなことに取り組んでいく必要があるのかを分かりやすく、示すことを優先すべきだと思う。
- ・環境基本計画の全体を見てくれるは少ないと思うので、計画の概要を示すものを計画書冒頭の数頁で説明し、そこだけ見れば大体理解できるような構成とする。

②市民や事業者の行動が取り組みやすいような表現とする

- ・リチウムイオン電池が原因で、常総環境センターが被害を受けたことを受け、市民や事業者における排出者責任をより意識してもらう必要がある。そのためごみの出し方などについても意識啓発がなされるような、市民や事業者が具体的にどのような取組を実施すればよいか分かりやすい計画書にする必要がある。
- ・第2次計画では、「市民・事業者の行動」と「市の行動」の2パターンで取組を達成するための行動として示しているが、市民と事業者の状況は異なることが考えられるため、市民、事業者、市の行動として分割して記載する方が好ましい。また、市民でみても、一般市民と子どもが実践できることが異なるため、それぞれを分けて記載することを検討する。

(3) 第3次守谷市環境基本計画（素案）の提示

これまでの議論を踏まえて作成した、第3次守谷市環境基本計画（素案）を次頁以降に示します。但し、現在、庁内照会の結果や現状整理等を事務局で整理しているため、文章等は作業中となっております。

第3次守谷市環境基本計画 (素案)

令和●年●月
守谷市

表紙裏白紙

次のページからP.8までは、
簡単な環境基本計画の概要を示しています。
詳細な本編はP.11から掲載しています。



第3次守谷市環境基本計画を策定しました！



そもそも「環境基本計画」って何だろう…？

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民・事業者・市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体がより望ましい環境づくりに取り組むための指針となります。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を持っています。

計画の位置づけ

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市都市計画マスタープラン」や緑のオープンスペースに関する総合的な計画「守谷市緑の基本計画」などとの整合を図ります。

計画の推進主体

本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより本計画を推進していきます。

計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境行動・市民行動」の5分野とします。



計画期間

第3次守谷市環境基本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度の10年間の計画です。社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	令和18 (2036)	
総合計画		基本構想 令和4(2022)年度 ▶ 令和13(2031)年度											
			総合計画（後期） 令和9(2027)年度 ▶ 令和13(2031)年度										
都市計画 マスタープラン			平成27(2015)年度 ▶ 令和17(2035)年度										
緑の基本計画	現況 令和2(2020)年度				中間年次 令和12(2030)年度					目標年次 令和22(2040)年度			
環境基本計画			令和8(2026)年度 ▶ 令和17(2035)年度										

最近の社会情勢など

- ✓世界だけでなく日本も年平均気温が観測史上最高となり、世界規模で異常気象が発生し、農産物の品質低下や熱中症のリスクが増加しています。
- ✓生態系の健全性の回復に向けて、30by30 目標の達成や OECM[※]の設定・管理、自然共生サイトを認定する仕組みの検討が進められています。
- ✓日本では、1.5℃目標と整合的な形で、「2050 年カーボンニュートラル」「2030 年度 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げています。
- ✓持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進しています。
- ✓国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を促すために「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を推進しています。

写真 or コラム

写真 or コラム

守谷市における身近な環境の状況

- ✓利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれた台地の中心部に向かって谷津が形成され、豊かな水辺と緑に囲まれています。
- ✓守谷市の公共施設にカーボンニュートラル都市ガスを導入しました。また、令和5年より「東部ガスさすてな電気」の供給を開始し、CO₂の排出削減に取り組んでいます。
- ✓国や茨城県で実施している省エネのための取組（住宅省エネキャンペーンやうちエコ診断など）を情報発信するなどカーボンニュートラルに向けた取組を推進しています。
- ✓ほかに実施している守谷市の環境における取組については、P. 3・4をご覧ください。

豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、
＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を掲げ、取組を進めていきます。

＜ 守谷市が目指す望ましい環境像 ＞

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

環境問題に対する取組結果は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れてきます。私たちの健やかで快適な暮らしや文化は、先人からこの地に残された自然がもたらす多くの恵みとこれまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの立場で協働し、地域や学校、職場などあらゆる場面において、環境への負荷の低減に努めなければなりません。

守谷市の特徴や取り組んでいること

1つ目 「生物多様性について」

- 里山の豊かな生態系や貴重な緑、環境の場としての可能性の価値が見直され、散策路や水路の整備、ホタルなどの生き物の育成など、子どもたちや市民が、身近な自然を楽しみ、触れ合えるような環境づくりを進めています。
- 守谷市と市民ボランティアが手作りした「守谷野鳥のみち」では、イタチやタヌキ、野ウサギなどの哺乳類やオオタカやサシバなどの猛禽類が生態系を築いています。
- 斜面林、平地林、屋敷林、社寺林は市特有の貴重な緑となっており、特に斜面林を中心に守谷の原風景である里山景観を形成しています。



2つ目 「生活環境について」

- 利根川河川敷クリーン作戦や鬼怒川・小貝川クリーン大作戦、ポイ捨て防止キャンペーンなど、市民との協働による清掃や美化活動を積極的に実施しています。
- リサイクル伝言板を活用し、まだ使用可能な家財などを必要な人に譲る取組を実施し、資源の有効活用と粗大ごみの減量化を行っています。
- 大気や騒音、振動、水質などの環境調査を定期的に行い、基準値を満たすような取組を行っています。



3つ目 「資源循環について」

- 令和5年度の家から排出されたごみの量は約1万5千トンとなっており、そのうちの約62%が可燃ごみとなっています。1人1日当たりの排出量は585gとなっており、減少傾向となっています。
- 市民の方から回収したペットボトルをペットボトル原料に再生し、アサヒ飲料・キリンビバレッジの新たなペットボトルとして再利用する水平リサイクルを、地元のアサヒ飲料株式会社・キリンビバレッジ株式会社と契約を締結し取り組んでいます。



4つ目 「地球温暖化について」

- 再生可能エネルギーの活用に向け、松並土地区画整理事業区域（松並青葉地区）を低炭素まちづくりのモデル地区に位置づけ、全戸への太陽光発電システム導入を可能とするインフラ整備を行いました。
- 温室効果ガスの排出削減を考慮した環境性能が優れているクリーンエネルギー車を公用車に導入し、令和5年度末時点でハイブリッド車が16台、電気自動車が2台となっています。
- 地球温暖化防止や環境に関する意識向上を図るため、市職員に対してノーマイカーウィークを設け、積極的な公共交通機関や自転車の利用促進を促しています。



5つ目 「市民活動について」

- 学校での環境教育は様々な教科で触れられ、公立小中学校での環境教育としての取組事例数が増加し、環境への関心が高まっている傾向にあります。
- 市の環境を良くするために行われる地域活動や環境事業について、参加を検討したいと回答した割合は約75%（回答総数1,203件）となっています。（R5年度市民アンケート結果）



守谷市の環境に関連する課題

1つ目 「生物多様性について」

- これまで平坦な台地と谷津田で構成される守谷市の里山は、ニュータウン開発などによる埋め立てや減反によって徐々にその姿が減少し、残った谷津田も耕作放棄地となりゴミが不法投棄されるなど環境悪化が懸念されています。
- 外来生物などの持ち込みによる生態系のかく乱が懸念されており、外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったりするなど生態系に影響を与えています。
- 貴重な自然環境である利根川や鬼怒川、小貝川や各所に点在する斜面林などの緑地を適正に管理・保全していく必要があります。

2つ目 「生活環境について」

- 市内の大气、騒音や振動は概ね環境基準を満たしていますが、河川等水質、地下水質は、年度や測定地点により環境基準を上回る測定結果が出ています。
- 幹線道路沿いや公園などで、ごみの空き缶、たばこの吸い殻、犬のふんが散乱している状況が見られます。
- 現在活用されていない住宅である空き家が増加している傾向にあります。

3つ目 「資源循環について」

- ごみ処理施設でリチウムイオン電池が原因とみられる火災が発生したことにより、大規模な経済的損失となりました。市民一人ひとりの適正な分別が求められます。
- 廃棄物の5 R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）を総合的に推進し、循環型社会の形成を図ろうとしています。

4つ目 「地球温暖化について」

- 令和3年度の二酸化炭素排出量は 65.2 万 t-CO₂ となっています。令和元年度と比較して、14.5%減少していますが、2050年ゼロカーボンに向けた取組を更に進める必要があります。
- 守谷市の二酸化炭素排出量を分野別にみると、産業部門の排出割合が大きく、廃棄物部門が少ないため、「生産型」と呼ばれる構造となっています。
- 日本の平均気温は上昇しており、熱中症による救急搬送人員や死者数も増加傾向にあります。今後も、熱中症リスクが増加することが予測されており、対策が必要です。
- 気候変動の進行に伴い、大雨が増加するなどの自然災害によって甚大な被害となる恐れがあります。地域の災害リスクを確認するなど減災に向けた取組を進める必要があります。

5つ目 「市民活動について」

- 守谷市の公園や緑地の管理を行っている活動や自然を保全するため活動をしている市民団体の構成人数が減少傾向となっていたり、高齢化などの課題を抱えています。
- 学校での環境教育は様々な教科で触れられ、環境への関心が高まっている傾向にあります。
- 子ども世代の積極的な環境活動が発信できるような場の創出が求められます。

<守谷市が目指す望ましい環境像>を達成するために5つの基本目標と9つの方針から、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

< 守谷市が目指す望ましい環境像 >

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

基本目標 1 生物多様性の保全と回復

方針 1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ

- 取組 1 河川空間の管理及び保全の活用
- 取組 2 耕作放棄地の有効活用及び推進
- 取組 3 里山の保全と活用
- 取組 4 農地の保全と活用
- 取組 5 緑地や斜面林の保全と活用の推進
- 取組 6 公園や街路樹の整備及び適正管理
- 取組 7 市民主体の緑化活動に対する支援

方針 2 生物多様性の保全と持続可能な利用

- 取組 1 生物多様性に関する情報発信
- 取組 2 野生動植物の生息・生育状況の把握と保全
- 取組 3 貴重な動植物、保存樹木の保護の推進
- 取組 4 特定外来生物に関する情報提供及び対策の実施
- 取組 5 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮の検討
- 取組 6 自然観察・体験の場の機会提供

基本目標 2 安全で安心な生活環境の形成

方針 3 安全・快適な暮らしを守る

- 取組 1 環境美化活動の推進
- 取組 2 空き家の発生抑制及び対策
- 取組 3 犬・猫の飼育方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援
- 取組 4 生活型公害の防止

方針 4 地域環境保全対策の推進

- 取組 1 大気、騒音・振動、河川等水質、地下水質等の環境改善
- 取組 2 放射能に対するモニタリング調査の実施

基本目標 3 資源循環社会の構築

方針 5 循環型社会づくりの推進

- 取組 1 ごみの資源化や再利用への推進
- 取組 2 市内から排出されるごみの減量化
- 取組 3 ごみ分別への取組推進
- 取組 4 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進
- 取組 5 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発
- 取組 6 ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進
- 取組 7 守谷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づく施策の展開
- 取組 8 海洋プラスチックごみ対策
- 取組 9 ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーの周知・徹底

基本目標 4 脱炭素社会の構築

方針 6 地球温暖化対策の推進

- 取組 1 市民や事業者に対する省エネルギー意識の向上と実践行動への支援
- 取組 2 市(行政)の省エネルギー化に向けた率先行動の実施
- 取組 3 再生可能エネルギーの導入推進
- 取組 4 省エネルギーの導入推進
- 取組 5 省エネルギー行動の推進

方針 7 気候変動適応策の推進

- 取組 1 土砂災害や洪水等の危険箇所の巡視及び災害防止策の実施
- 取組 2 災害発生時のエネルギー対策の推進
- 取組 3 健康被害への対策の推進
- 取組 4 自然環境や農業への影響に関する対策

基本目標 5 環境行動と人づくり

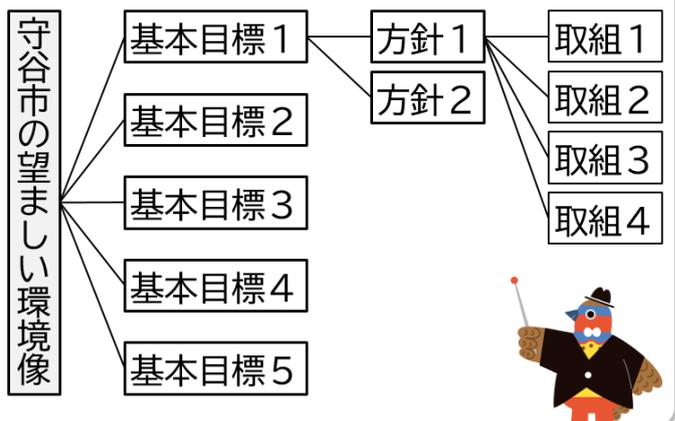
方針 8 環境教育・環境学習を推進する

- 取組 1 環境教育及び環境学習の推進
- 取組 2 自然観察・体験の場の機会提供<<再掲>>
- 取組 3 環境への理解を深めるための講座等の開催
- 取組 4 学校等における環境教育とESDの推進
- 取組 5 市内の良好な自然に関する情報の発信
- 取組 6 環境の現状や市の取組等の発信

方針 9 環境に配慮した活動の輪を広げる

- 取組 1 市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信
- 取組 2 活動団体や環境ボランティア活動への支援
- 取組 3 魅力ある地域づくり推進
- 取組 4 事業者による環境配慮活動の促進
- 取組 5 近隣自治体等との連携

■ 計画のロジックツリー



【基本目標1 生物多様性の保全と回復】

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境を保つ	方針2 生物多様性の保全と持続可能な利用
守谷市には貴重な自然環境である利根川、鬼怒川、小貝川や各所に点在する斜面林など緑地が多くあります。都市の自然環境を保全、生物多様性に配慮した	
【市民が取り組むこと】 ・ ・	【市民が取り組むこと】 ・ ・
【事業者が取り組めること】 ・ ・	【事業者が取り組めること】 ・ ・

【基本目標2 安全で安心な生活環境の形成】

方針3 安全・快適な暮らしを守る	方針4 地域環境保全対策の推進
【市民が取り組むこと】 ・ ・	【市民が取り組むこと】 ・ ・
【事業者が取り組めること】 ・ ・	【事業者が取り組めること】 ・ ・

【基本目標3 資源循環社会の構築】

方針5 資源循環社会の構築
【市民が取り組むこと】 ・ ・
【事業者が取り組めること】 ・ ・

【基本目標4 脱炭素社会の構築】

方針6 地球温暖化対策の推進	方針7 気候変動適応策の推進
【市民が取り組むこと】 ・ ・	【市民が取り組むこと】 ・ ・
【事業者が取り組めること】 ・ ・	【事業者が取り組めること】 ・ ・

【基本目標5 環境行動と人づくり】

方針8 環境教育・環境学習を推進する	方針9 環境に配慮した活動の輪を広げる
【市民が取り組むこと】 ・ ・	【市民が取り組むこと】 ・ ・
【事業者が取り組めること】 ・ ・	【事業者が取り組めること】 ・ ・

市長挨拶

目 次

第1章	計画改定の背景と目的.....	13
第2章	計画の基本的事項.....	14
第3章	本市を取り巻く環境の課題.....	16
第1節	市域の概況.....	16
第2節	本市を取り巻く環境の変化.....	16
第3節	現行計画の進捗状況.....	16
第4節	市民意識の把握.....	16
第5節	本市の環境課題と今後の方向性.....	16
第4章	本市の望ましい環境像と基本理念.....	17
第5章	実現に向けた基本目標と環境施策.....	18
第1節	施策の展開方向と基本目標.....	18
第2節	計画の体系.....	18
第3節	基本目標ごとの施策の展開.....	18
基本目標1	生物多様性の保全と回復（自然環境・生物多様性分野）.....	19
基本目標2	安全で安心な生活環境の形成（生活環境分野）.....	28
基本目標3	資源循環型社会の構築（資源循環・廃棄物分野）.....	35
基本目標4	脱炭素社会の構築（脱炭素社会・地球環境分野）.....	39
基本目標5	環境行動と人づくり（環境活動・市民行動分野）.....	46
第6章	計画の推進及び進行管理.....	51
第1節	計画の推進体制.....	51
第2節	計画の進行管理.....	52

第 1 章 計画改定の背景と目的

守谷市環境基本計画は、環境の保全に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針を定めるものとして、「守谷市環境基本条例（平成 11 年守谷市条例第 1 号）に基づいて策定するものです。

現行の第 2 次環境基本計画は、複雑多様化する都市化の進展による緑の減少や、外来生物の侵入による生物多様性破壊の問題、騒音・振動やごみ問題など生活環境に関わる私たちを取り巻く環境問題に加え、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射能物質の深刻な影響に対応するため、2016（平成 28）年 8 月に策定されました。

第 2 次環境基本計画策定以降、「第三次守谷市総合計画（第 2 期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略）や「第二次守谷市緑の基本計画」の策定により、環境施策の基本的枠組みを定めるとともに、市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現に向けた施策を進めつつ、将来にわたって活力を持続し魅力あふれるまちになるような取組を行ってきました。

また、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全に関する市民の自主的かつ積極的な行動が促進されるように、守谷市環境基本条例第 27 条に基づき、守谷市の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策に関する年次報告書を「守谷市環境報告書」として毎年度まとめ、環境基本計画に示されている基本目標を達成するための取組の進捗状況を評価してきました。

その結果、ごみの減量化や再資源化への取組、守谷市における二酸化炭素排出量削減などについては一定の成果がありました。一方で、業務部門に該当する市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量については、平成 25 年度と比較すると増加しているため、さらなる削減が求められます。加えて、市の環境を守ってきていただいた市民活動団体については、高齢化や担い手不足により構成人数が減少しているなど、各分野において、一定の進展はあるものの引き続き解決すべき課題も残されています。

さらに、地球温暖化の進行と気候変動がもたらす激甚化・頻発化する水害や土砂災害等の気象災害をもたらす豪雨の増加や里山における生物多様性の劣化、再生可能エネルギーに関する意識の変化など、環境問題に対する市民の関心は近年高まっており、従来の環境政策の在り方に変化を求められています。

以上を踏まえ、現在の環境の状況や社会経済状況等の変化位に対応するため、第 3 次守谷市環境基本計画を策定するものです。

第2章 計画の基本的事項

計画の目的・役割

守谷市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、

- ・守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑につつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たす。
- ・現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承する。

ことを趣旨として定められた「守谷市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」第3条に示される4つの基本理念に沿って、基本条例第11条に基づいて策定するものです。

また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、市それぞれの環境に対する共通認識を形成し、各主体が、より望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。そして、環境分野の個別計画を総括するとともに、幅広い分野において展開される各種事業・施策を、環境の面から望ましい方向へ誘導する役割を有するものでもあります。

今回策定した第3次守谷市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、先の守谷市環境基本計画（計画期間：平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）まで。以下「前計画」という。）に引き続き、守谷市の環境保全を市民（通勤・通学・滞在者、市民団体を含む。以下同じ。）、事業者、市が一体となって、総合的、計画的に推進していくことを目的としています。

～基本条例 4つの基本理念（第3条）～

- ① 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。
- ② 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。
- ③ 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ④ 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

計画の位置づけ

環境基本計画は、守谷市における全ての計画の上位計画として位置付けられる「第三次守谷市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即する、環境面の総合的な基本計画です。また、守谷市のまちづくりの基本方針である「守谷市都市計画マスタープラン」や緑のオープンスペースに関する総合的な計画「守谷市緑の基本計画」などとの整合を図ります。

計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年間とします。なお、社会環境や行政課題などの変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の対象

対象地域は、守谷市全域です。

また、対象とする分野は、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境行動・市民行動」の5分野とします。

計画の推進主体

本計画では、市民や事業者など市に関わる全ての方々を推進主体とします。さらに、市域を超えて広域的な取組が必要となる場合には、国、県、近隣の地方公共団体などとも連携を深めることにより本計画を推進していきます。

第3章 本市を取り巻く環境の課題

第1節 市域の概況

- (1) 位置と地勢
- (2) 気候
- (3) 人口・世帯数の推移
- (4) 土地利用
- (5) 産業の状況
- (6) 交通の状況

第2節 本市を取り巻く環境の変化

- (1) 生物多様性・自然環境
- (2) 生活環境
- (3) 資源循環・廃棄物
- (4) 脱炭素社会・地球環境
- (5) 環境活動・市民行動

第3節 現行計画の進捗状況

- (1) 第2次守谷市環境基本計画の振り返り
- (2)

第4節 市民意識の把握

第5節 本市の環境課題と今後の方向性

第4章 本市の望ましい環境像と基本理念

守谷市は、茨城県の南端に位置し、水と緑に恵まれたまちです。一方、東京都心から40キロメートル圏内という立地条件に加えて、平成17年にはつくばエクスプレス（TX）が開通したことにより都市化が進み、宅地開発とともに公園や街路、上下水道など都市基盤が整備され、特に下水道の普及率はほぼ100パーセントに達し、環境にやさしいまちづくりが行われています。

利根川、鬼怒川、小貝川の3つの河川とその周辺に広がる水田地帯や斜面林、社寺林などにより豊かで守谷らしい自然環境が形成されており、そこには湧水も多く、メダカやホタルなどを観察することができ、市民に親しみやすい身近な自然環境となっています。

しかしながら、豊かな自然にあふれた利根川河川敷などには、心ない人たちによって捨てられた粗大ごみが多く見られたり、農業就業者の高齢化や後継者不足に伴い増加した耕作放棄地が廃棄物の不法投棄場所となるような地域の問題が発生したりしています。

環境問題に対する取組結果は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れてきます。私たちの健やかで快適な暮らしや文化は、先人からこの地に残された自然がもたらす多くの恵みとこれまで築いてきた安全で快適な生活が融合したまちを、未来の世代に引き継いでいく責務があります。

この責務を果たすため、市民・事業者・行政などあらゆる主体がそれぞれの立場で協働し、地域や学校、職場などあらゆる場面において、環境への負荷の低減に努めなければなりません。

これらを踏まえ、私たちは、豊かな自然と人びとが調和し、持続的な発展が可能なまちの実現に向け、以下の＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を掲げ、取組を進めていきます。

＜ 守谷市が目指す望ましい環境像 ＞

豊かな自然と快適な暮らしを未来へつなぐまち・もりや

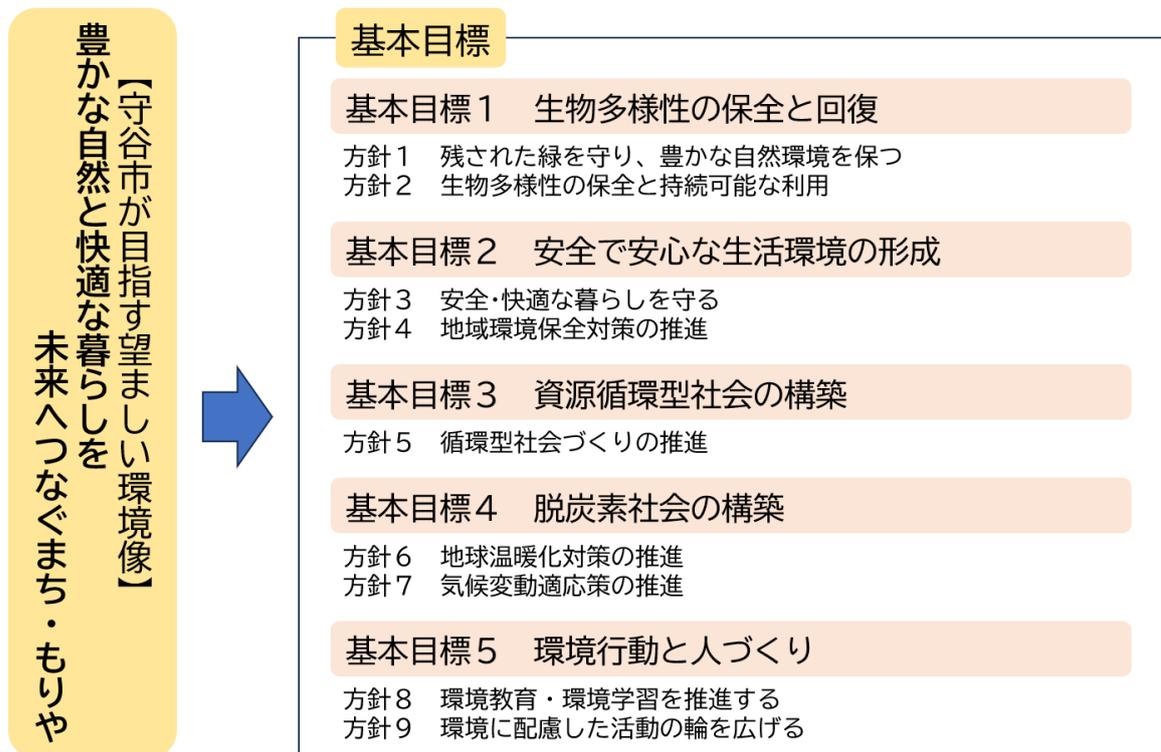
守谷市では、これからも、豊かで良好な環境を未来へ引き継いでいくために、各種調査や啓発活動を継続して実施するとともに、市民活動団体などによる環境活動を積極的に支援していく必要があります。

第5章 実現に向けた基本目標と環境施策

第1節 施策の展開方向と基本目標

＜守谷市が目指す望ましい環境像＞を実現するために、「自然環境・生物多様性」、「生活環境」、「資源循環・廃棄物」、「脱炭素社会・地球環境」、「環境活動・市民行動」の分野について、守谷市の現状や課題から、5つの基本目標と9の方針を設定し、環境施策を推進します。

第2節 計画の体系



第3節 基本目標ごとの施策の展開

基本目標1 生物多様性の保全と回復（自然環境・生物多様性分野）

方針1 残された緑を守り、豊かな自然環境の保全

現状と課題

- 都市化の進展や住宅地開発などにより、身近な緑地や野生動植物の生息・生育環境となる自然環境が減少しているため、今ある自然環境を、引き続き管理・保全していくことが重要です。
- 斜面林の放置などにより、市の花の山百合などの野草が見られなくなっています。
- 農業者の高齢化や後継者不足などによる耕作放棄地の増加が懸念されているため、農業の担い手を育成したり、農地の集約化を行い、耕作放棄地の解消を図っていくことが必要です。
- これまで行われてきたグリーンインフラの取り組みをさらに発展させ、計画的にまちづくりへ活用し、実現可能な手法の中で取り入れ可能な課題を抽出し、市の魅力向上にどのようにつなげるかを検討する必要があります。

方針1における取組の方向性

貴重な自然環境である利根川、鬼怒川、小貝川や各所に点在する斜面林などの緑地の管理・保全を適正に行い、グリーンインフラの推進を図るため、都市の自然環境の保全、生物多様性に配慮した緑地の保全・創出に向けた取組を、市民、団体、事業者等の協働により、総合的・計画的に進めます。

また、耕作放棄地の減少や有効活用を推進するため、新たな農業担い手の育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化促進など、農地の有効活用を検討していきます。

市民・事業者に求められる行動



- 身近な生きものを観察したり、山や川に出かけて自然と触れ合う機会をつくる。自然体験学習や里山を守る活動に参加する。
- 地元で生産された、新鮮な食材を購入する。生産者と消費者がつながることで、食の安全・安心をつくる。
- 成熟した木を伐採し、若い木を植える。木が根を張り巡らすことで土砂災害の防止にもつながります。
- 市や事業者と協力し、緑地や水辺などの保全活動や、多様な生きものが生息・生育・繁殖できるみどりの再生・創出に取り組む。
- 地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- 地域の公園等の維持管理活動に積極的に参加し、気持ちよく利用できるようにする。
- クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力する。
- 身近な河川、ため池などの池、谷津、水田の生物多様性に関心を持ち、水辺環境保全の取組に積極的に参加する。
- 環境に優しい（生分解性の高い）洗剤を積極的に選ぶ。
- 公園などを活用して、みどりに親しむ時間を増やす。
- 緑地等のみどりの維持管理活動へ積極的に参加する。
- 家庭菜園やビオトープ、生け垣設置などによる、親しみあるみどりを創出する。
- 市民農園に参加し、農業への理解と食育の推進に努める。
- 市内に残る樹林の維持管理に協力する。
- 自然に興味を持ってもらえるように、大人から子どもへ生物とふれあった体験を話す。
- 身近な自然環境や自然の恵みについて、家族や友人に話す。



- 緑地・水辺等の保全に配慮し、生物の生息環境や生態系への影響を最小限にとどめ、地質等の特性を把握し、土砂流出、斜面崩壊等を起こさないように努める。また、緑化にも取り組む。
- 地元産木材の利用を促進し、地元農産物を積極的に購入し、地産地消に努める。生産者も、地域への供給に努める。
- 市や区民と協力し、緑地や水辺などの保全活動や、多様な生きものが生息・生育・繁殖できるみどりの再生・創出に取り組む。
- 自然を大切にし、みどりの保全・再生活動や自然観察会等に協力する。
- 法令に基づく適正な排水水質を遵守する。
- クリーンアップ作戦などの河川敷清掃に参加し、水辺環境の美化に協力する。
- 地域に適した水辺環境の保全に努める。
- 事業所内の緑地などのみどりの管理を適切に実施する。
- 土地開発の際は、地域に適した植栽に努める。
- 森林伐採を伴う環境への影響を及ぼす太陽光発電施設の設置を控える。

市（行政）の取組

取組1 河川空間の管理及び保全と活用

- 河川の適正な利活用の促進や地域との協働による河川周辺環境の保全を進めるなど、河川環境の保全の推進と有効利用の促進を図ります。
- 市ホームページや広報もりや等を通じた河川環境保全のPRのほか、下館河川事務所と連携して河川空間の維持及びより良い河川環境の保持を図ります。

（担当課：生活環境課）

取組2 耕作放棄地の有効活用及び推進

- 耕作放棄地解消のために、新たな農業の担い手の育成や農地中間管理機構を活用した農地集約化の促進、農業経営企業の誘致を検討するなど、農地の有効活用を進めます。

（担当課：経済課）

取組3 里山の保全と活用

- 多様な主体が参加・協働する取組が内発的に進められるよう、協働と持続性確保のために枠組み・体制の整備を検討します。
- 里山保全のための地域の自発的取組を促す機材の助成や人材の発掘、誘致及び育成等の支援体制の強化を図ります。

（担当課：生活環境課）

取組4 農地の保全と活用

- 自らの創意工夫に基づき経営の改善を進めようとする意欲ある認定農業者や今後認定を受けようとする農業者に対する支援を行い、若手農業者の育成・確保を図ります。
- 安全で良質な地場産農産物を市立小・中学校や保育所の給食に取り入れるなど、農産物の地産地消を促進します。
- 土に親しむ農園（市民農園）の利用促進を図り、農業体験の機会づくりを推進します。
- 就農相談や農業者に対する支援を通じて、農業の担い手を育成します。
- 「守谷生まれの食品推進事業」と連携した地元農産物のPRにより、地産地消を推進していくとともに、農業を切り口とした地域資源を生かす取組を支援します。

（担当課：生活環境課、経済課）

取組5 緑地や斜面林の保全と活用の推進

- 持続的な緑として斜面林、平地林、屋敷林、社寺林の保全を推進します。
- 斜面林を中心とした保存樹木の保全、管理を図ります。
- 守谷の原風景である「守谷城址公園から守谷野鳥のみち一帯」など、有機的な動植物連鎖のあるビオトープの維持・保全を推進します。
- 「守谷野鳥のみち」のような、グリーンインフラの推進による持続的なまちの実現に向けた取組を推進します。
- 保存緑地や保存樹木などの保全整備制度を推進します。
- 水源のかん養に効果を発揮する斜面林などの保全に努めます。

(担当課：都市計画課)

取組6 公園や街路樹の整備及び適正管理

- まち並みを演出する街路樹の整備を進めます。
- 身近な緑となっている公園、緑地や街路樹などの緑の保全・活用を図ります。
- 市民協働によるよりよい公園づくりや、住民ニーズに配慮した整備や改善を推進します。
- 都市計画マスタープランに基づき、水と緑の資源を生かした誰もが利用しやすい公園緑地の整備を推進するとともに、北園森林公園をはじめとする公園については親水性のある環境の保全を図ります。

(担当課：生活環境課、都市計画課)

取組7 市民主体の緑化活動に対する支援

- 都市緑化基金を通じた市民参加に加え、保存緑地の管理や宅地の生け垣などの管理活動への市民参加等を促進し、協働による緑の保全・創出に努めます。
- 公園等里親事業をはじめとした、市民主体の緑化活動を継続して支援するとともに、その活動について市ホームページや市広報を活用し、市民に広く周知します。

(担当課：生活環境課、都市計画課)

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和7年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●緑被率（公園・樹林地・農地・草地・水面）		
2	●自然環境に満足している市民の割合		
3	●耕作放棄地面積		
4	★農地の集積率		
5	★緑地率		
6	★保存緑地指定面積		
7	★人・農地プランの中心経営体の数		
8	★守谷市の農産物を消費している市民の割合		
9	★認定新規就農者数		
10	★公園・緑地・街路樹の維持管理		

方針2 生物多様性の保全と持続可能な利用

現状と課題

- 市内で特定外来生物であるオオキンケイギクやアライグマ、セアカゴケグモ等が確認されており、生態系のみならず人間や農林水産業への影響が懸念されています。
- 農地や田んぼ、山林などの利用縮小等により里山を構成する野生生物の生息・生育地が減少しています。また、太陽光発電施設の設置により生態系が失われる可能性も高まっています。
- 人口減少や高齢化による地域の活力低下や耕作放棄地の増加により、里山環境が悪化し、生物の生息・生育環境としての森林等の機能が低下する恐れがあります。

方針2における取組の方向性

外来生物による被害を防止するための予防三原則である「悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない」、「飼っている外来生物を野外に捨てない」、「野外に既にいる外来生物を他地域に拡げない」を啓発し、在来種を守り、生物多様性を維持するようにすることが求められます。

また、守谷市のもつ地域資源を持続的に活用し、さらに地域の協力で自然を守り育て、様々な主体と連携しながら、本市の生物多様性の保全を推進していきます。

市民・事業者に求められる行動

- 身近な生きものを観察したり、山や川に出かけて自然と触れ合う機会をつくる。自然体験学習や里山を守る活動に参加する。
- 市や事業者と協力し、緑地や水辺等の保全活動や、多様な生きものが生息・生育・繁殖できるみどりの再生・創出に取り組む。
- 地域の身近な自然環境や生きものに関心を持ち、生物多様性への理解を深める。
- 地域の生態系に影響を与える外来種について正しく理解する。
- 在来生物の生息生育環境の保全に努める。
- 希少な動植物に対する理解を深める。
- 輸入動物の適正な飼育に努める。
- 外来生物防除に向けた理解を深める。
- メダカなどの生き物が生息する自然を調べてみる。
- 里地・里山、水辺、河川敷などの親水空間の積極的な活用にあたっては、生物の生息域・生育空間としてのぜい弱性を理解し、永く保全されるように最大限の注意と努力を払う。

- 市や市民と協力し、緑地や水辺等の保全活動や、多様な生きものが生息・生育・繁殖できるみどりの再生・創出に取り組む。
- 生きものの生息・生育状況等の調査や情報提供に協力する。
- 事業活動の際は、生物多様性の保全へ配慮する。
- 生物多様性を保全する市民活動や行政取組を支援する。
- 土地開発の際は、生物多様性の保全へ配慮する。
- 法令等で禁じられている動植物の販売は行わない。
- 工事等を行う場合、近隣里地・里山の希少な生物の生息域、水辺環境に影響が出ないように、採用する工法、時期等に配慮する。

市（行政）の取組

取組1 生物多様性に関する情報発信

○広報もりやや市ホームページ等を通じて、本市に生息・生育する動植物の情報等、生物多様性に関する情報発信を行います。

（担当課：生活環境課）

取組2 野生動植物の生息・生育状況の把握と保全

○本市に生息・生育する動植物の状況を把握するため、継続して調査を実施します。

（担当課：生活環境課）

取組3 貴重な動植物、保存樹木の保護の推進

○生態系に脅威を与えたり、農産物や生活環境に被害を及ぼす可能性のある、特定外来生物をはじめとする有害鳥獣についての対策を検討します。

（担当課：生活環境課）

取組4 特定外来生物に関する情報提供及び対策の実施

○特定外来生物に関する情報収集や「入れない・捨てない・拡げない」という外来種被害予防三原則の啓発を行います。

（担当課：生活環境課）

取組5 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮の検討

○気候変動対策として再生可能エネルギーの導入を推進している一方で、生物の行動、生息地や保全上重要な地域への悪影響を回避するための調整が課題となっています。そのため、生物多様性保全上重要な地域をあらかじめ特定するなど、対策を検討します。

（担当課：生活環境課、都市計画課）

取組6 自然観察・体験の場の機会提供

○デジタル化が進む中で、自然のもたらす効用等、リアルな自然体験がもたらす便益（健康増進、健全な子どもの発育など）に着目し、自然とのふれあいの場の機会提供を推進します。

○茨城県が実施している森林・林業体験学習と連携し、小中学生をはじめとする市民に森林や林業について理解を深めていただく取組を推進します。

（担当課：生活環境課）

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和7年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	★愛宕谷津の借地等の割合		
2	★生物多様性を保全する取組を行っている 市民の割合		
3	★公園等里親事業における参加団体数		

基本目標2 安全で安心な生活環境の形成（生活環境分野）

方針3 安全・快適な暮らしを守る

現状と課題

- 幹線道路沿いや公園などで、ごみや空き缶、たばこの吸殻、犬の糞が散乱している状況が見られます。マナー向上を推進する取組を重点的に実施することが必要です。
- 環境美化の重要性など環境に対する意識を啓発するために、市民との協働により、清掃・美化活動を定期的に行っています。環境美化活動については、多くの市民が参加することを促し、活動における情報発信をより積極的に行う必要があります。
- 中古住宅の活用や、特定空家への対応強化など、空き家の活用と適切な管理を進めるために、市内の空き家実態の把握調査や空き家利活用の方針明確化に努めています。

方針3における取組の方向性

守谷市では、つくばエクスプレス開通や松並土地地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加基調が続いており、生活環境が変化しています。今後は、環境に配慮した生活や社会活動の推進とともに、潤いと安らぎのある都市空間を維持・向上させ、自然環境と調和した快適な生活が送れるまちづくりを進めていきます。

市民・事業者に求められる行動



- 庭やプランターで野菜や植物を育て、身近な場所を緑化する。グリーンカーテンは、夏の室温を下げる効果があります。
- 地域住民に迷惑をかけないように責任をもって、ペットと暮らす。散歩時は、糞尿の処理を忘れずに行う。
- 定期的に土地や建物の管理を行う。草や樹木が繁茂していると害虫の発生、ゴミの不法投棄、放火などの犯罪が起こりやすくなります。動物が住み着き、建物が傷むのを防ぎます。
- 水を流したままにしない、洗濯はまとめ洗いするなど、水を大切に使う。油や調理くずを流さない、食器の汚れ等は紙で拭き取ってから洗うなど、排水にも気を配る。
- 接道部や角地等の空間を利用した植栽や生垣などの身近なみどりの創出と適切な維持管理を進める。
- 自宅の庭、ベランダ、屋上等で植物を育てるなど、まちなかのみどりを増やす。
- エコドライブに努め、騒音や振動の防止、自動車排出ガスの低減に取り組む。
- 日常生活の中で騒音や振動等について近隣への配慮を心がける。
- 自転車は交通ルールを守り、自転車駐車場など定められた場所に駐車する。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮する。
- 家庭から排出される有害物質に関する知識・理解を深め、有害物質を含む製品の購入をできる限り控えるとともに、適正な廃棄を行う。
- 公害に対するリスクコミュニケーションについての関心を深める。
- ごみ集積所の清潔保持に努める。
- 生垣や庭木、花壇等の身近なみどりを育てる。
- 身近な環境問題について調べてみる。
- 家庭から出る廃棄物を自宅の敷地で、焼却等により処分しない。
- 料理、食事後に出る廃食用油等を不要な紙で拭き取る等して、下水道、合併処理浄化槽に過度な負荷をかけないように注意する。
- 親水空間、水辺空間の利用では、マナーとして最大限の配慮を払い、水質環境の保全を行う。
- 省エネルギー型の門柱灯の設置を心掛け、かつ適度な照度で周辺環境の維持に努める。
- 局所的な豪雨における雨水の排水経路を再点検し、地滑り対策等、必要に応じて処置を講じる。



- 事業所やその周辺の清掃、まちの美化活動に積極的に参加する。
- 来訪者の自転車・自動車が通行の妨げにならないように十分なスペースを確保するとともに、定められた場所に駐車する。
- 建築物を新築・改修する場合は、周辺の景観に配慮する。
- 災害時の避難場所や物資を備える。
- 法令を遵守し、有害物質の環境中への排出を抑制する。
- 地下水のくみ上げに留意する。
- 変圧器などに含まれるPCB含有絶縁油の、法令に遵守した適正な処分を行う。
- 適正な建築物の解体・改修により、アスベスト飛散を防止する。
- 不法投棄をしない。
- 法令を遵守する業者へ廃棄物処理を依頼する。
- 不法投棄を発見したら、関係機関に知らせる。
- 職場の仲間とモラル、コンプライアンスについて話し合う。
- 節水を心掛け、雨水、地下水を活用するよう努力する。
- 水の循環、再利用を促進する努力を行う。
- 排水量が少ない場合でも、水質汚濁物質の適切な処理を行う。
- 局部的豪雨に対する雨水の排水経路と水質汚濁物質処理経路の独立性を再点検し、必要に応じて処置を講じる。
- 飲食業では、調理くず、残飯、廃食用油等の処理を信頼できる専門業者に委託し、また、使用する洗剤及びその量にも配慮し、極力、下水道への負荷削減に努める。
- 住宅環境に配慮した作業時間の設定。また、遮音壁の設置、低騒音・低振動型の設備・機械の使用に配慮する。
- 接道部や角地等の空間を利用した植栽や生垣などの身近なみどりの創出と適切な維持管理を進める。
- 事業所内で植物を育てるなど、まちなかのみどりを増やす。
- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- こまめな水分補給や適度な休憩等により、熱中症の予防に努める。
- 多くの人が利用できる場所ではミスト設備の設置等涼しさを感じられる対策の実施や、暑さ対策の休憩場所として開放するなど、熱中症対策に協力する。

市（行政）の取組

取組1 環境美化活動の推進

- 生活マナーの向上や環境美化活動への参加を促すための広報・周知活動をします。
- ごみの不法投棄防止のためのパトロールや、啓発活動を行います。

（担当課：生活環境課）

取組2 空き家の発生抑制及び対策

- 空き家の状況把握を行い、所有者に対し適正な管理を促すとともに、有効活用などにより、管理が行き届かない空き家の増加抑制に努めます。

（担当課：生活環境課）

取組3 犬・猫の飼育方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援

- 飼い犬の登録や狂犬病予防接種等が法律で義務付けられていますが、それを行わないまま飼育しているケースが近年増加していることから、市ホームページや広報もりや、SNS等を活用し情報を周知します。また、ペットの飼育のルールやマナーの遵守についても啓発していきます。

- 地域で暮らしている飼い主のいない猫と共生（地域猫活動）を目指し、周辺的生活環境被害や飼い主のいない子猫の発生を防止するために、守谷市動物愛護協議会と連携し、野良猫の繁殖制限を目的としたTNR活動¹を推進し、また、不妊去勢手術を進めるための手術費用に対する助成を引き続き行います。

（担当課：生活環境課）

¹ 猫を捕まえ（Trap）、不妊去勢手術をし（Neuter）、元の場所へ戻す（Return）ことにより、殺処分をすることなく自然に野良猫の頭数を減少させ、トラブルを未然に防ぐ、人にも猫にも優しい方法です

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和7年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合		
2	●空き家率		
3	★雑草除去率		
4	★狂犬病予防注射接種率		
5	★不法投棄の発生件数		
6	★管理不全の空き家の是正指導件数		
7	★特定空家の戸数		

方針4 地球環境保全対策の推進

現状と課題

- 市内の大気、騒音、振動は、概ね環境基準を満たしていますが、河川等水質、地下水質は、年度や測定地点により環境基準を上回る測定結果が出ています。環境基準を満たすように、環境改善に取り組むことが求められます。
-

方針4における取組の方向性

市民・事業者求められる行動



- 大気や水質等に関する情報を収集し、環境問題に対する理解を深める。
- ごみやたばこのポイ捨て・歩きたばこをしないなど、ルールやマナーを守り、まちの美化に努める。
- 敷地内に雨水浸透枡、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努める。



- 有害化学物質による大気、水質、土壌等への影響が生じないように、製造、保管、使用、処理等において、施設を整備し適切に管理する。フロンガス使用の抑制・廃止に取り組む。
- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の防止に努め、関係法令を遵守する。
- 敷地内に雨水浸透枡、雨水タンク等を設置し、雨水の地下浸透や雨水利用に努める。

市（行政）の取組

取組1 生活型公害の防止

○

（担当課：生活環境課）

取組2 大気、騒音・振動、河川等水質、地下水質等の環境改善

○

（担当課：生活環境課）

取組3 放射能に対するモニタリング調査の実施

○

（担当課：生活環境課）

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和7年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●公害苦情受付件数		
2	★生活公害・産業公害の苦情件数		
3	★基準超過件数(地下水、農業用水、河川水質調査)		
4	★基準超過件数(自動車騒音、振動調査)		

基本目標3 資源循環型社会の構築（資源循環・廃棄物分野）

方針5 循環型社会づくりの推進

現状と課題



方針5における取組の方向性

市民・事業者に求められる行動



- 買い物にはマイバッグ、飲み物にはマイボトルを使えば、ごみとして捨ててしまうレジ袋やペットボトルを減らすことができます。
- 地域のルールを守って、ペットボトル、びん、かん、新聞紙などをしっかり分別することで、資源として再利用でき、ごみの減量化にもつながります。
- 洗剤やシャンプーなどは、詰替用を選ぶことで本体容器を繰り返し使うことができます。商品を購入する時は必要なものだけにします。
- 食事は、食べきれぬ分だけ作る。野菜は、食べられる部分まで捨てないようにする。消費期限や賞味期限を確認して、手つかずのまま捨ててしまうのを防ぐ。
- 物を長く大切に使う、壊れたら修理して使う、不用品は、フリーマーケット等を開催し再使用してもらうようにする。
- 公園などで食事をする時は、マナーを守ります。近くにごみ箱がない、持ち帰るのが面倒、誰も見ていないからと、ごみの「ポイ捨て」はせず、良好な環境の維持に努める。
- 自分が住んでいる地域の「ごみゼロ」を目標にして、清掃活動に積極的に参加する。身近な自然の観察活動や環境の保全活動にも協力する。
- すぐにごみになるものや資源化しにくいものの購入は控える。
- 店頭でのばら売りや量り売り、詰め替え可能な商品、くり返し使用可能な容器を用いている商品を利用する。
- 生ごみの水切りなどによるごみの減量化に努める。
- 食べ残り協力店を利用する等、飲食店で食品の食べ残しがないようにする。
- フリーマーケットやリユースプラットフォーム等を積極的に活用する。
- 早寝早起き等の自然の摂理に従った生活を心がけ、エネルギー使用量を減らす。
- 地産地消を心掛け、旬の食材を買う。
- 環境ラベルの付いた文房具や、フェアトレードマークの付いた食品や衣類等を選ぶ。
- 環境にやさしい商品について学び、エコな消費者を心掛ける。



- 過剰包装をやめ、廃棄物の発生を抑制する。廃棄物を分別し、資源として再利用することで、ごみの減量化にもつながります。
- エコマーク商品、環境に優しい商品、地場産商品、グリーンエネルギー及び環境対応車の購入に努めます。
- 再生利用が可能な資材を活用し、使用済みの自社製品や容器などを回収し、リサイクル（堆肥化を含む）します。雨水の利用や一度使った水を再利用します。
- 環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用する。
- 商品のばら売りや量り売りの実施に努める。
- 調理手法の工夫をはじめ、食材を無駄なく有効活用したメニューを提供するとともに、食品の食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけ、食品ロスの発生抑制に努める。
- 資源循環に配慮した製品の設計、製造、販売に努める。
- 資源にできるものは主体的に回収する。
- ごみと資源物は自らの責任で正しく処理をする。
- グリーン購入を励行する。
- リユース品として活用可能か検討し、廃棄する物は適正に処分する。
- 紙資源の有効活用（ペーパーレス化や両面印刷、裏紙の使用等）をする。
- 消費期限が近づいたものは割引販売にするなどして、食品ロスの削減に努める。
- 買い物客のマイバッグ持参を促すようなレジ袋の料金設定とする。
- 梱包材の量は最小限にし、リサイクルできる梱包材を用いる。
- 環境に配慮した製品の開発など、技術革新にチャレンジする。
- 小型家電回収ボックスを設置する。

市（行政）の取組

- 取組1 ごみの資源化や再利用への推進
○
(担当課：生活環境課)
- 取組2 市内から排出されるごみの減量化
○
(担当課：生活環境課)
- 取組3 ごみ分別への取組促進
○
(担当課：生活環境課)
- 取組4 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進
○
(担当課：生活環境課)
- 取組5 資源物回収、ごみ資源化の普及啓発
○
(担当課：生活環境課)
- 取組6 ごみの5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進
○
(担当課：生活環境課)
- 取組7 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の展開
○
(担当課：生活環境課)
- 取組8 海洋プラスチックごみ対策
○
(担当課：生活環境課)
- 取組9 ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーの周知・徹底
○
(担当課：生活環境課)

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和7年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●1人一日当たりのごみ排出量		
2	●ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合		
3	★ごみの分別収集に取り組んでいる市民の割合		
4	★環境美化の日のごみ収集量		
5	★家庭系ごみの排出量 (1人一日当たりの換算)		
6	★事業系ごみの排出量 (1人一日当たりの換算)		
7	★資源化率(搬入量ベース)		
8	★分別等の収集ルールを守らずにごみの収集を保留された件数(集積所ベース)		
9	★きずなBOXの設置個所数		
10	★いばらき食べきり協力店の登録件数		

基本目標4 脱炭素社会の構築（脱炭素社会・地球環境分野）

方針6 地球温暖化対策の推進

現状と課題

- 気象庁の観測によると、日本の年平均気温が過去100年間で約1.40℃の割合で上昇しており、気候の変化による災害の増加等が懸念されています。

方針6における取組の方向性

市民・事業者に求められる行動



- 自動車を運転する時は、急加速・急発進・空ぶかし等をやめて、無駄な燃料を消費しないようにする。日々の燃費を把握して、お財布と環境に優しいエコドライブを心がける。
- できるだけ自家用車を使わず、徒歩や自転車、公共交通機関を利用し出かける。環境に優しく、運動不足を解消し、健康増進にもつながります。
- 電灯をこまめにオフ、電球を LED に取り替える、冷暖房は適正温度に、食器を洗う時の給湯器の設定温度を低温にするなど、ちょっとした省エネでも電気やガスの料金を減らせます
- 二酸化炭素などの排出量が少ない環境に優しい自動車を選ぶ。同時に燃費性能にも優れているので、お財布にも優しいです。
- 太陽光や木材燃料など再生可能エネルギーを活用した発電、給湯器、暖房器具などを家庭に設置する。
- 成熟した木を伐採し、若い木を植える。木は二酸化炭素を吸収し成長するため、地球温暖化防止につながります。木が根を張り巡らすことで土砂災害の防止にもつながります。
- 日々の暮らしの中でデコ活に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図る。
- 家電や照明を買い替える際には、省エネルギー性能の高い製品の購入に努める。
- 住宅を新築・改築する際には、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー改修、ZEH の導入を検討する。
- 再配達による CO₂ 排出量削減のため、宅配便は 1 回で受け取るよう心がける。
- エネルギーの使用量を把握し、削減する。
- 「COOL CHOICE」を推進する。
- 遮熱による暑さ対策を実施する。
- カーシェアリングを利用する。
- 夏場の冷房にかかるエネルギー使用量を削減するため、ツル性植物で「緑のカーテン」を作る。
- 地産地消、グリーン購入などのエシカル消費に取り組む。
- 自動車の買い替えや新規購入では、電気自動車等の低公害車の購入も検討する。



- 車のアイドリングストップ、最短走行ルートを選択等効率的な輸送・移動に努め、大気汚染や騒音等の影響を与えないように努める。共同輸配送等の物流の合理化に努める。
- 電気やガス等のエネルギーの使用量を把握し、使用量の削減に取り組む。事業所の建物等の省エネルギー化に努める。
- 太陽光・水力・風力・木材燃料、廃食用油の回収など再生可能エネルギーの利用普及 PR に努める。
- 環境に優しい商品やサービスが求められているので、環境保全技術を開発し、新たな事業の展開や商品化に取り組む。
- 日々の業務の中でデコ活に取り組み、環境負荷の少ないビジネススタイルへの転換を図る。
- 事業所への太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力を選ぶなど、再生可能エネルギーの導入を検討する。
- 水素エネルギーについて情報を収集するとともに、利活用を検討する。
- 事業所の照明、空調、OA 機器等を買替える際には、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入に努める。
- 建築物を新築・改築する際には、省エネルギー改修や ZEB 化、木材の利用等を検討する。
- 共同配送を採用するなど、輸送時の CO₂ 排出量削減に努める。
- カーボン・オフセット、カーボンクレジットの取組について検討する。
- エネルギーの使用量を把握し、削減する。
- 「COOL CHOICE」を推進する。
- 省エネ建築・省エネリフォーム実施する。
- 省エネ診断・エコチューニングを実施する。
- 時差通勤・ノーマイカー通勤・テレワークを導入する。
- エコカー導入を検討する。
- BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入する。
- なるべく公共交通機関を利用し、業務用自動車を使わないようにする。
- 事業所や工場等の遮熱・断熱性能を高める。
- 屋上緑化や壁面緑化、生垣設置等、事業所敷地内の緑化を進める。
- コンビニエンスストア等の長時間営業を見直す。
- エコに配慮したイベント等を開催する。
- 従業員などの公共交通機関の利用を促進する。
- ウォームシェアやクールシェアができる施設を提供する。

市（行政）の取組

取組1 市民や事業者に対する省エネルギー意識の向上と実践行動への支援

○

（担当課：生活環境課）

取組2 市（行政）の省エネルギー化に向けた率先行動の実施

○

（担当課：生活環境課）

取組3 再生可能エネルギーの導入推進

○

（担当課：生活環境課）

取組4 省エネルギーの導入推進

○

（担当課：生活環境課）

取組5 省エネルギー行動の推進

○

（担当課：生活環境課）

成果指標

No.	環境指標 （●：既存指標、★新規指標案）	現状値 （令和7年度末）	目標値 （令和16年度末）
1	●守谷市の二酸化炭素排出量		
2	★ノーマイカーによる二酸化炭素排出削減量		
3	★守谷市の二酸化炭素排出量		
4	★モコバスの年間利用者数		
5	★デマンド乗合交通の年間利用者数		
6	★省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に関する取組を行っている市民の割合		
7	★市民における公共交通の満足度		
8	★市が行う事務事業によって排出される温室効果ガスの総排出量		

9	★いばらきエコチャレンジ参加世帯数		
10	★住宅用高効率給湯器基設置費補助件数		
11	★家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助件数		
12	★住宅用太陽光発電システム設置費補助件数		

方針7 気候変動適応策の推進

現状と課題



<<留意事項>>



方針7における取組の方向性

市民・事業者に求められる行動



- ハザードマップを確認し、災害時に適切な避難行動がとれるように備える。
- こまめな水分補給やクーリングシェルターの活用等、熱中症の予防に努める。



- エコに配慮したイベント等を開催する。
- ウォームシェアやクールシェアができる施設を提供する。

市（行政）の取組

取組 1 土砂災害や洪水等の危険箇所の巡視及び災害防止策の実施

○

（担当課：生活環境課）

取組 2 災害発生時のエネルギー対策の推進

○

（担当課：生活環境課）

取組 3 健康被害への対策の推進

○

（担当課：生活環境課）

取組 4 自然環境や農業への影響に関する対策

○

（担当課：生活環境課）

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和 7 年度末)	目標値 (令和 16 年度末)
1	★クーリングシェルター協力施設数		

基本目標5 環境行動と人づくり（環境活動・市民行動分野）

方針8 環境教育・環境学習を推進する

現状と課題



方針8における取組の方向性

市民・事業者に求められる行動



- 限りある資源の有効活用と自然環境を守っていくために何が必要かを考え、行動につながるよう、地域団体やNPO等が行う環境学習に積極的に参加する。
- 自然を大切にし、自然観察会等に積極的に参加する。
- 環境に関する書籍や新聞記事をはじめ、国・茨城県・市が発信する環境情報等を入手し、環境に関する理解を深めます。
- 環境学習施設の利用や、環境学習講座や環境イベントへ積極的に参加し、そこで得たことを日常生活での環境に配慮した行動に活かします。
- 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境活動に積極的に参加する。
- デコ活アクションを参考に、環境に配慮したライフスタイルを実践する。
- 広報紙、パンフレット、いんぷおメール、ホームページ、SNS、アプリなど、多様な広報媒体を活用し、情報収集します。
- 家族や近隣住民と環境情報を共有する。
- 市民団体が実施する環境保全活動へ積極的に参加する。
- 行政や事業者と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を展開する。
- 市民として環境行政に関する意見を発言する。
- イベント等を通して生物多様性保全に対する理解を深める。



- 従業員（社員、職員等）を対象とした環境研修を実施し、意識の向上に努める。
- 環境教育・環境学習やイベントへの支援や環境への積極的な取組により、地域の環境活動に参加する。
- 施設見学等の環境教育・環境学習の機会を提供する。
- 市から発信される環境や地域の情報収集を行い、環境経営に活用する。
- 協働の取組の一環として、市民に対する環境情報を提供し、事業評価の向上につなげる。
- 従業員に対する環境学習を奨励し、環境経営に生かすとともに、環境保全活動に協力する。
- 環境学習イベントや市民活動へ協力・支援する。
- 市や市民団体と積極的にパートナーシップを築き、環境保全活動を推進する。
- AIやIoTなどの最新技術を活用し、エコなものづくりを促進する。
- アダプトプログラムへ事業所として、登録、参加する。
- CSR活動として環境問題に取り組む。
- 環境パートナーシップ会議へ参加する。
- 地域の公園等の維持管理活動に積極的に参加し、気持ちよく利用できるようにする。
- 従業員に対し環境や地域情報の周知と共有を行う。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加し、環境学習の活動を支援する。

市（行政）の取組

取組1 環境教育及び環境学習の推進

○

(担当課：生活環境課)

取組2 自然を生かした体験の場の提供

○

(担当課：生活環境課)

取組3 環境への理解を深めるための講座等の開催

○

(担当課：生活環境課)

取組4 学校等における環境教育とESDの推進

○

(担当課：生活環境課)

取組5 市内の良好な自然に関する情報の発信

○

(担当課：生活環境課)

取組6 環境の現状や市の取組等の発信

○

(担当課：生活環境課)

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和7年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●公立小中学校での環境教育としての取組事例数		
2	★学校活動にかかわった地域ボランティアの延べ人数		

方針9 環境に配慮した活動の輪を広げる

現状と課題



方針9における取組の方向性

市民・事業者に求められる行動



- 自分が住んでいる地域の「ごみゼロ」を目標にして、清掃活動に積極的に参加する。身近な自然の観察活動や環境の保全活動にも協力する。
- 家族や友人と環境について話し合い、自分なりに取り組めることを継続して、良好な環境の維持に努める。
- 市民・他の環境保全等活動団体・事業者・市・研究機関との積極的な連携と活動推進。



- ISO14001、エコアクション 21 等に基づく環境管理や SDGs の目標達成に貢献するような事業活動に努める。
- 地球環境保全への貢献、資源循環型社会の形成、自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造、安全で良好な生活の確保について、計画を立てて、取り組む。
- 環境に配慮した事業活動を発信することで、事業者の社会的価値を高め、地域社会に貢献し、選ばれる事業者になるように努める。
- 環境について、今できることは何かを考え、事業所内で話し合い、環境意識を高める。地域の環境保全活動に、積極的に協力する。
- 消費行動に影響を与える広告宣伝は、環境の視点を考慮した内容で、環境配慮型の製品やサービスについて、環境ラベルなどによる情報提供に努める。
- 事業者は関連企業に対し、環境保全や環境への負荷の低減を呼びかけ、パートナーシップを形成して持続的発展に努める。
- 環境に関する制度等の情報を入手し、事業活動に活用する。
- 各主体と連携し、環境に関する情報の収集・整理・提供・共有を行う。
- 市内にとどまらず、事業活動上で広域的な環境保全活動を展開する。
- 地域に有用な環境に関する情報を積極的に発信する。
- 自社の環境への配慮に関する取組や情報を積極的に発信する。
- 環境配慮の事業活動を分かりやすく情報発信する。

市（行政）の取組

取組1 市ホームページや広報もりやなどを活用した情報発信

○

(担当課：生活環境課)

取組2 活動団体や環境ボランティア活動への支援

○

(担当課：生活環境課)

取組3 魅力ある地域づくり推進

○

(担当課：生活環境課)

取組4 事業者による環境配慮活動の促進

○

(担当課：生活環境課)

取組5 近隣自治体等との連携

○

(担当課：生活環境課)

成果指標

No.	環境指標 (●：既存指標、★新規指標案)	現状値 (令和7年度末)	目標値 (令和16年度末)
1	●環境に関する市民活動団体構成人数		
2	★市民活動団体数		
3	★市民や市民活動団体等が地域の活性化や課題解決に取り組んでいると思う市民の割合		
4	★環境に配慮した取組を行っている市民の割合		
5	★環境ボランティア育成講座の開催数		

第6章 計画の推進及び進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画を効率的に推進していくために、以下の事項に取り組みます。

①市民、事業者、市の協働

本計画の実行性をより高めるためには、市民、事業者と市が環境の保全に対する共通の認識を持ち、それぞれの役割を分担し、相互の連携・協力が図れるような取組が必要となります。

市民や事業者からの提言などが反映されるよう配慮しながら、環境問題に関する施策、事業を推進していきます。

②環境情報の収集・発信

環境施策を効果的・計画的に推進するために、地域を超えて広く環境に関する情報を収集し、広報紙や市ホームページなどを通じて市民・事業者などに発信し、環境に関する情報を共有します。

③環境教育・環境学習の推進

事業者や市は、職員に対して、環境教育・環境学習への参加奨励を行い、地域の環境保全活動などに率先して参加できる人材の育成に努めます。

また、市民、事業者の環境保全への理解と積極的な活動を進めるため、環境教育・環境学習の場や機会の提供を行います。

④近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携

市は、近隣の地方公共団体と共通する環境問題への対応について、国、県、近隣の地方公共団体、関係機関などとの連携・協力を図りながら、広域的な視点から施策、事業の推進に取り組みます。

第2節 計画の進行管理

本計画の実現に向けた継続的な改善を行うために、P (Plan : 計画)、D (Do : 実施)、C (Check : 点検・評価)、A (Action : 改善) サイクルを活用して適切な進行管理をしていきます。

毎年度、本計画に掲げる各取組における「環境指標」の達成状況を把握・評価した結果や、市の環境調査の結果などをまとめた報告書を作成し、その内容を全職員で共有するとともに、環境審議会に報告し、精査を受けた上、市ホームページなどを活用して市民や事業者などに公表します。

また、進捗状況の遅れが見られる場合には、要因などの分析を行い、施策の改善・見直しを行います。